

第 1 1 回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和 2 年 4 月 8 日（水）午前 11 時 30 分～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

大阪府、兵庫県等における緊急事態宣言を踏まえた今後の方針 等

3 閉 会

第11回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月8日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育監	山本 真也
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ
よレ
るビ
会
加議
シ
ス
テ
ム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年4月8日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況 (4月7日まで)

府内感染確認者総数	145人
-----------	------

(参考)

令和2年4月7日現在

PCR検査実施人数												
	PCR検査 陰性者数	PCR検査 陽性 者数	(陽性確認者の詳細は別紙)									
			症状が無い方					症状がある方				
			入院治療を必要とする方					入院治療を必要とする方				
			退院	入院中	死亡			退院	入院中	死亡		
1760	1615	145	13	13	4	9	0	132	132	21	111	0

※4月7日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、京都市陽性者は含む)

※入院中には入院調整中を含む。

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期 日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		16:30 部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	16:00 部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定)	13:00 対策本部設置
	府内感染者確認(1例目)	22:00 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	17:15 府市合同記者会見(知事)
2月1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月12日(水)		14:00 第2回対策本部会議(知事)
2月13日(木)	緊急対応策決定	
2月21日(金)		17:00 第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	国対策基本方針決定	
	全国知事会対策本部設置	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	17:00 第4回対策本部会議(知事)
3月2日(月)	関西広域連合対策本部設置	
3月3日(火)		17:00 第5回対策本部会議(知事)
3月5日(木)		16:30 第6回対策本部会議(知事)
3月9日(月)		14:00 緊急知事会見(知事)
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定	
3月11日(水)		11:15 第7回対策本部会議(知事)
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
3月17日(火)		10:00 臨時知事会見(知事)
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	17:45 第8回対策本部会議(知事)
3月24日(火)		16:30 第9回対策本部会議(知事)
3月26日(木)	特措法に基づく府対策本部設置	13:13 特措法に基づく府対策本部設置
3月28日(土)	基本的対処方針決定	
3月30日(月)		10:30 緊急知事会見(知事)
4月1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	17:00 京都府専門家会議
4月2日(木)		10:30 京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)
4月3日(金)		14:00 臨時記者会見(知事・教育長)
4月6日(月)		18:00 臨時記者会見(知事)
4月7日(火)	基本的対処方針改正 7都府県に緊急事態宣言発出	10:30 記者会見(教育長)

3 京都府の主な取組

(1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から31医療機関(4月6日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者が大幅に増えた場合、重症患者や基礎疾患を有する患者が増加した場合を想定し、入院患者等の受け入れ医療機関の調整、病院間を超えた医療従事者の派遣調整を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)

(検査実施状況)

(4月7日現在*)

検査機関	合計	京都府 京都市	国立感染症 研究所	民間検査機関
検査人数	1760 人	1729 人	1 人	30 人
陽性	145 人	135 人	1 人	9* ² 人
陰性	1615 人	1594 人	0 人	21* ³ 人

*¹ 4月7日実施検査分については京都府実施分のみを計上(但し京都市陽性者は含む)

*² 京大病院実施の陽性分(7件)を含む

*³ 民間検査機関での実施分

(2) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号)、新聞広告(3月14日、3月28日)等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施(3月3日、3月10日(知事)、3月13日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)

- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込（3月24日）や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知（3月23日から）
- LINE公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのお願い』を掲載（4月3日）

（専用相談窓口相談件数）

（4月7日現在）

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～4月7日	8,820件	5,179件	日平均 280件
合計	9,716件	5,664件	
	15,380件		

（府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数）

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月1日～5日	859	学校再開について

（3）中小企業等への支援

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。（2月6日）
（申込状況）3月27日時点 ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証の合計申込 1,214件
- セーフティネット保証4号（自然災害等）の適用地域として全都道府県が指定（3月2日）されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。
※指定期間は2月18日から6月1日まで
併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。（3月2日）
- セーフティネット保証5号（不況業種関係）の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加（全508業種）
※指定期間は3月6日から3月31日まで（4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続）
- 「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取（3月6日）
- 国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金（危機関連枠）」融資制度を創設。従来の別枠保証（セーフティネット保証4号・5号）に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。（3月13日）
- 府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表（3月18日）
- 令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策（追加）として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援（※）」を実施（3月19日）
※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始（4月30日まで）農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始
- 「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取（3月26日）
- 「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議（3月26日）
- 府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル（雛形）を作成、各事業者へ周知（3月27日）
- 新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、（一社）京都府中小企業診断協会及び（公財）京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置（4月2日）
- 「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取（4月3日）

(4) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)

※申込:市区町村社会福祉協議会 問い合わせ:京都府社会福祉協議会

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けることができる場合がある旨周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

(5) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日) 申請15件

(6) 京都舞鶴港の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

<上陸拒否対象地域>

- ・アジア:中国ほか9カ国
 - ・大洋州:オーストラリアほか1カ国
 - ・北米:米国ほか1カ国
 - ・中南米:エクアドルほか5カ国
 - ・欧州:英国ほか43カ国
 - ・中東:イスラエルほか3カ国
 - ・アフリカ:エジプトほか4カ国
- 計73カ国(4月3日～)

- 京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報
 - ・コスタ・ベネチア(4月3日予定) ・ル・ソレアル(4月29日予定)
 - ・につぼん丸(5月1日) ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
 - ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)・ル・ソレアル(5月15日予定)
 - ・ブレーメン(5月18日予定) ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

(7) 府主催イベント等

今後の府主催イベント等について下記方針を確認(3月24日府対策本部会議)

- 府が主催、共催するイベント等については、改めて開催の必要性を検討する。なお、野外における感染リスクが低いと判断されるイベントについては、感染予防対策を十分講じたうえで実施を検討する。
- 府施設については、感染拡大のリスクが高まるとされる、換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われるという3条件を回避するため、定期的な換気や入室人数の制限、人が触れる部分の消毒の徹底等、必要な感染予防対策を実施したうえで、順次再開を検討する。

(8) 府民へのメッセージ(4月2日知事市長緊急メッセージ)

- 人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- 学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請

- 帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- 事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請

(9) 小中学校、高校等の臨時休業等

(府立学校)

- 京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏の学校について、令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで臨時休業を実施(終期については、今後の状況に応じて延長することがある。)

- 特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応

(市町(組合)立学校)

- 南丹市以南の学校は、一部の市町を除き、1週間から1ヶ月程度臨時休業を実施

(私立学校)

- 府内の各私立小学校、中学校、高等学校及び専修学校(高等課程)に対しては、文部科学省からの要請を通知(2月28日)し、期間等はそれぞれであるが、全82校(小学校10、中学校24、高等学校42、専修学校(高等課程)6)で、臨時休業を実施

- 私立幼稚園については、教育機関であるとともに、保育機能を有していることもあり要請の対象外となっており、保護者のニーズ等、各園の事情に応じた対応を要請

(保育園等)

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)

(10) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用)
時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)

(出勤状況)

(2月25日から4月3日までの累計)

出 勤 形 態	実施者数(合計4,105人)		備 考
	公共交通機関利用	子の世話	
8時00分出勤(30分前倒)	2,222人	14人	対象者 (公共交通機関利用通勤者 又は子の世話をを行う職員)
9時00分出勤(30分後倒)	984人	20人	
9時30分出勤(1時間後倒)	865人	0人	

- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)

- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)

(11) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

(12) マスク等の配布

- 府の所持するマスク(約71万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日~18日)

- 国の緊急対応策第2弾において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(3月23日~)

(13) 国への要望等

○全国知事会

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (2月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言 (2月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明 (2月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言 (3月5日)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言 (3月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望 (3月18日)
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
- ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請(3月30日)
- ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4月2日)

○関西広域連合

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い(4月1日)

○京都府、京都市、経済団体

- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望(3月9日)

○京都府・京都市

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望(4月6日)

○京都府・京都市・経済団体・労働者団体

- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望(3月27日)

○京都府

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望(4月6日)

府内における感染者確認状況（4月7日時点）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
1	京都市	20代女性 (中国人留学生)	1月30日	2/11退院	—	—
2	京都市	20代男性 (中国人物販店員)	2月5日	2/ 8退院	—	1名(陰性1名) 検査・健康観察終了
3	京都市	50代女性 (大阪のライブ参加)	3月3日	3/11退院	—	健康観察終了
4	京都市	50代女性 (大阪のライブ参加)	3月4日	3/ 9退院	—	健康観察終了
5	京都市	50代男性 (同僚が大阪のライブ参加)	3月4日	3/24退院	—	健康観察終了
6	長岡京市	30代男性 (フィリピンから帰国)	3月5日	3/14退院	1名陽性(7例目)	3名(陽性1名、陰性2名) 検査終了
7	長岡京市	60代女性 (6例目の母親)	3月6日	3/25退院	なし	健康観察終了
8	綾部市	40代女性 (大阪のライブ参加) (病院介護福祉士)	3月7日	3/20退院	4名陽性(9,10,11,13 例目)	193名(陽性4名、陰性185名、健康 観察4名) 検査・健康観察終了 病院:3/21～救急、3/23～外来再開
9	綾部市	60代男性 (8例目の父親)	3月9日	入院中	なし	12名(陰性3名、健康観察9名) 検査・健康観察終了
10	綾部市	60代女性 (8例目の母親)	3月9日	3/25退院	なし	13名(陰性5名、健康観察8名) 検査・健康観察終了
11	福知山市	20代女性 (8例目の同僚看護師)	3月9日	3/16退院	なし	4名(陰性4名)検査終了
12	京都市	30代女性 (大阪のライブ参加)	3月9日	3/13退院	1名陽性(15例目)	139名(陽性1名、陰性138名) 検査・健康観察終了
13	福知山市	70代女性 (8例目の接触者)	3月10日	3/26退院	なし	4名(陰性4名)検査終了
14	京都市	50代女性 (右京区役所臨時職員)	3月11日	3/29退院	1名陽性(19例目)	健康観察終了 検査中
15	京都市	保育園児 (12例目の勤務先園児)	3月11日	4/ 3退院	2名陽性(17,21例目)	139名(陽性1名、陰性138名) 検査・健康観察終了
16	京都市	60代男性 (院内理髪店店主)	3月12日	入院中	なし	24名(陰性22名、健康観察2名) 検査・健康観察終了 病院 3/16～救急、外来再開
17	京都市	15例目保護者	3月12日	4/ 3退院	なし	なし
18	京都市	30代男性(病院事務 員、母親がナイル川クル ーズ参加)	3月17日	4/1退院	—	職場接触者67名(陰性52名、健康 観察15名) 引き続き調査中 病院 3/23～救急、外来再開
19	京都市	60代女性(14例目の接 触者)(ナイル川クルーズに 参加)	3月17日	3/22退院	—	—
20	長岡京市	70代男性	3月18日	4/3退院	—	9名(陰性5名、健康観察4名) 引き続き調査中
21	京都市	15例目保護者	3月18日	4/4退院	—	—

府内における感染者確認状況 (4月7日時点)

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
22	京都市	70代女性	3月20日	3/27退院	—	—
23	京都市	50代女性 (オランダから帰国)	3月21日	4/1退院	—	—
24	京都市	50代男性	3月22日	入院中	調査中	調査中
25	京都市	70代男性	3月23日	3/26退院	—	—
26	京都市	20代男性(外国籍) (フランス、ルクセンブルグ渡航)	3月24日	入院中	1名陽性(30例目)	1名(陽性1名) 引き続き調査中
27	京都市	50代男性 (自営業)	3月24日	4/4退院	2名陽性(31,46例目)	3名(陽性2名、陰性1名)
28	京都市	30代男性 (ハイヤー乗務員)	3月25日	入院中	調査中	調査中
29	京都市	30代女性 (飲食店勤務)	3月25日	入院中	調査中	調査中
30	京都市	30代女性 (26例目の配偶者)	3月25日	入院中	調査中	調査中
31	京都市	50代女性 (27例目の配偶者)	3月25日	入院中	調査中	調査中
32	長岡京市	30代男性 (アメリカ帰り)	3月26日	入院中	調査中	2名(健康観察2名) 引き続き調査中
33	京都市	20代女性(23例目同僚、 オランダ同行)	3月26日	4/2退院	—	—
34	京都市	70代女性	3月26日	入院中	調査中	調査中
35	京田辺市	40代男性 (職場の同僚に陽性者)	3月27日	入院中	2名陽性(39,40例目)	9名(陽性2名、陰性7名) 引き続き調査中
36	京都市	50代女性	3月28日	入院中	調査中	調査中
37	京都市	30代女性 (イギリスから帰国)	3月28日	入院中	調査中	調査中
38	宇治市	20代女性(41例目同行者(陽性)との接触者)	3月28日	入院中	調査中	4名(陰性4名) 引き続き調査中
39	京田辺市	70代女性 (35例目の母親)	3月28日	入院中	調査中	調査中
40	京田辺市	40代女性(35例目の接触者、看護師)	3月28日	入院中	調査中	8名(陰性8名) 引き続き調査中
41	京都市	20代男性 (欧州旅行から帰国)	3月29日	入院中	調査中	調査中
42	京都市	20代男性(41例目同行者(陽性)との接触者)	3月29日	入院調整中	調査中	調査中
43	京都市	20代男性(41例目同行者(陽性)との接触者)	3月29日	入院調整中	調査中	調査中

府内における感染者確認状況（4月7日時点）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
44	京都市	20代男性(41例目同行者(陽性)との接触者)	3月29日	入院中	調査中	調査中
45	井手町	20代男性(41例目同行者(陽性)との接触者)	3月29日	入院中	10名陽性(52-54,61-65,70,81例目)	調査中
46	京都市	20代女性(27例目接触者)	3月29日	入院中	調査中	調査中
47	京都市	60代男性	3月29日	入院中	調査中	調査中
48	向日市	20代女性(41例目同行者(陽性)の接触者)	3月30日	入院調整中	調査中	調査中
49	亀岡市	20代男性(41例目同行者(陽性)の接触者)	3月30日	入院中	調査中	調査中
50	京都市	20代女性(41例目同行者(陽性)の接触者)	3月30日	入院調整中	調査中	調査中
51	京都市	20代女性(41例目同行者(陽性)の接触者)	3月30日	入院調整中	調査中	調査中
52	山城管内	20代男性(45例目の接触者)(井手町役場職員)	3月30日	入院中	調査中	調査中
53	山城管内	30代男性(45例目の接触者)(井手町役場職員)	3月30日	入院中	調査中	調査中
54	山城管内	20代男性(45例目の接触者)(井手町役場職員)	3月30日	入院中	調査中	調査中
55	京都市	30代男性(沖縄県で陽性者と接触)	3月30日	入院中	調査中	調査中
56	京都市	50代女性(会社経営)	3月30日	4/7退院	—	—
57	京都市	20代女性(41例目の接触者)	3月31日	入院中	調査中	調査中
58	京都市	20代女性(44例目の接触者)	3月31日	入院調整中	調査中	調査中
59	亀岡市	20代男性(41例目の接触者)	3月31日	入院中	調査中	調査中
60	城陽市	20代女性(41例目の接触者)	3月31日	入院中	3名陽性(92、93、94例目)	調査中
61	井手町	40代女性(45例目の接触者)	3月31日	入院中	調査中	調査中
62	京田辺市	30代男性(45例目の接触者)	3月31日	入院中	調査中	調査中
63	井手町	40代男性(45例目の接触者)	3月31日	入院調整中	調査中	調査中
64	八幡市	30代男性(45例目の接触者)	3月31日	入院調整中	調査中	調査中
65	井手町	40代男性(45例目の接触者)	3月31日	入院調整中	4名陽性(83、89、90、91例目)	調査中

府内における感染者確認状況 (4月7日時点)

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
66	京都市	70代男性	3月31日	入院中	調査中	調査中
67	京都市	60代男性	3月31日	入院中	調査中	調査中
68	京都市	30代女性 (55例目の配偶者)	3月31日	入院中	調査中	調査中
69	京都市	60代男性	3月31日	入院中	調査中	調査中
70	山城管内	30代男性 (45例目の接触者)	4月1日	入院調整中	調査中	調査中
71	山城管内	30代男性 (53、54例目の接触者)	4月1日	入院調整中	調査中	調査中
72	山城管内	20代男性(他府県陽性 者の接触者)	4月1日	入院中	調査中	調査中
73	山城管内	50代女性 (52～54例目の接触者)	4月1日	入院調整中	調査中	調査中
74	京都市	50代男性	4月1日	入院中	調査中	調査中
75	京都市	20代女性	4月1日	入院中	調査中	調査中
76	京都市	50代女性 (42例目の接触者)	4月1日	入院中	調査中	調査中
77	宇治市	60代男性 (52例目の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
78	京都市	20代女性(41例目同行 者(陽性)の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
79	京都市	20代女性(41例目同行 者(陽性)の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
80	京都市	20代女性(41例目同行 者(陽性)の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
81	京都市	30代男性 (45例目の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
82	井手町	10歳未満男児(63例目 の接触者(家族))	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
83	井手町	10歳代男性(65例目の 接触者(家族))	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
84	井手町	40歳代女性(61例目の 接触者(家族))	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
85	井手町	70歳代女性(61例目の 接触者(家族))	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
86	京都市	20歳代男性(41例目同 行者(陽性)の接触者)	4月2日	入院中	調査中	調査中
87	京都市	50歳代男性 (69例目の接触者)	4月2日	入院調整中	調査中	調査中
88	京都市	80歳代女性 (75例目の接触者)	4月2日	入院中	調査中	調査中

府内における感染者確認状況（4月7日時点）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
89	井手町	40歳代女性(65例目の接触者(家族))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
90	井手町	40歳代女性(65例目の接触者(同僚))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
91	井手町	40歳代女性(65例目の接触者(同僚))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
92	城陽市	50歳代女性(60例目の接触者(家族))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
93	城陽市	20歳代女性	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
94	城陽市	20歳代女性	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
95	宇治市	50歳代女性	4月3日	入院中	調査中	調査中
96	京都市	20歳代女性(ゼミ懇親会)	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
97	京都市	20歳代女性(ゼミ懇親会)	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
98	京都市	30歳代男性	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
99	京都市	20歳代男性(74例目の接触者(家族))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
100	京都市	50歳代女性(74例目の接触者(家族))	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
101	京都市	50歳代女性(87例目の接触者)	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
102	京都市	30歳代女性(66例目の接触者)	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
103	京都市	30歳代女性(66例目の接触者)	4月3日	入院中	調査中	調査中
104	京都市	60歳代女性(66例目の接触者)	4月3日	入院中	調査中	調査中
105	京都市	30歳代男性	4月3日	入院中	調査中	調査中
106	京都市	30歳代女性	4月3日	入院調整中	調査中	調査中
107	井手町	60歳代男性(71例目の接触者)	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
108	井手町	50歳代女性(71例目の接触者)	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
109	木津川市	60歳代男性	4月4日	入院中	調査中	調査中
110	京都市	60歳代女性	4月4日	入院中	調査中	調査中
111	京都市	50歳代男性	4月4日	入院中	調査中	調査中

府内における感染者確認状況（4月7日時点）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
112	京都市	60歳代女性	4月4日	入院中	調査中	調査中
113	京都市	70歳代女性	4月4日	入院中	調査中	調査中
114	京都市	20歳代男性	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
115	京都市	70歳代女性	4月4日	入院中	調査中	調査中
116	京都市	40歳代女性 (15例目の接触者)	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
117	京田辺市	30歳代女性	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
118	宇治市	50歳代男性	4月4日	入院中	調査中	調査中
119	宇治市	20歳代女性	4月4日	入院調整中	調査中	調査中
120	京都市	60歳代男性 (54例目の接触者)	4月5日	入院中	調査中	調査中
121	京都市	30歳代女性 (54例目の接触者)	4月5日	入院調整中	調査中	調査中
122	京都市	30歳代男性 (54例目の接触者)	4月5日	入院中	調査中	調査中
123	京都市	20歳代男性 (54例目の接触者)	4月5日	入院調整中	調査中	調査中
124	京都市	20歳代男性 (97例目の接触者)	4月5日	入院調整中	調査中	調査中
125	京都市	50歳代男性	4月5日	入院調整中	調査中	調査中
126	大山崎町	50歳代男性	4月5日	入院調整中	調査中	調査中
127	京都市	80歳代男性	4月6日	入院中	調査中	調査中
128	京都市	50歳代男性 (114例目の接触者)	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
129	京都市	50歳代女性 (114例目の接触者)	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
130	京都市	30歳代男性	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
131	京都市	20歳代男性	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
132	京都市	60歳代男性	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
133	京都市	50歳代男性	4月6日	入院調整中	調査中	調査中
134	八幡市	40歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中

府内における感染者確認状況（4月7日時点）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
135	向日市	50歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
136	与謝野町	20歳代男性	4月7日	入院中	調査中	調査中
137	京都市	60歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
138	京都市	40歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
139	京都市	20歳代女性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
140	京都市	30歳代女性 (121例目の接触者)	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
141	京都市	小学生 (121例目の接触者)	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
142	京都市	小学生 (121例目の接触者)	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
143	京都市	20歳代女性 (117例目の接触者)	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
144	京都市	20歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中
145	京都市	60歳代男性	4月7日	入院調整中	調査中	調査中

大阪府、兵庫県等における緊急事態宣言を踏まえた今後の方針(案)

資料2

令和2年4月8日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

I はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を区域として、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出された。

とりわけ、感染者の大幅な増加がみられる大阪府に隣接する本府においても、4月7日時点で、145名の感染者が確認されるなど、深刻な状況となっており、引き続き、感染拡大を防止し、府民生活への影響を最小限に抑えることが最大の命題であり、国、市町村、医療機関等と一層連携し、さらなる感染症対策に取り組む必要がある。

このため、国の専門家会議の提言や府の専門家会議の意見を踏まえ、当面、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

II 当面の対策

1 医療保健体制の強化

今後の感染者数の増加に備え、民間を含めた検査体制の拡充や、入院体制の強化、軽症者の宿泊・自宅療養の開始、専門的知識を持つスタッフの確保等、医療保健体制の強化を図る。

(1)入院体制の充実

- ・医療機関と連携し、感染症病床に加え、ICU(集中治療室)を有する医療機関を含めて、現時点で、13病院、約140床の新型コロナウイルス感染症専用病床を確保しているが、遅くとも4月末までに、一定の感染症予防策等を講じた一般医療機関を加えて250床に、さらに、400床への拡大を目指す。

- ・重症者(人工呼吸器、ECMO等)、軽度から中等症者(酸素吸入～人工呼吸器)に対応できる医療機関を認定し、医療コントロールセンターによる感染者の状態に応じた入院調整を行うとともに、認定した医療機関相互の治療情報の共有や、京都府立医大、京都大学等と連携した専門的助言など地域格差のない医療を提供する。

- ・医療コントロールセンターによる入院や転院等を円滑に実施するために、旅客自動車運送業と連携した搬送車の運行等、患者搬送手段の拡充を図る。

(2)無症状者・軽症者の対応強化

- ・重症患者の入院医療に支障が生じないよう、無症状者や軽症者、回復者の方々の宿泊施設での療養を4月15日までには開始する。

- ・自宅や施設で療養される方の健康管理や病状に変化が生じた時に、速やかに対応できるよう医師会等と保健所保健師が連携し、フォローアップ体制を構築する。

(3) 外来医療体制

・現在30箇所の帰国者・接触者外来について、5月中旬までに京都市内を中心に40箇所に拡充する。

(4) 医療資器材の確保

・院内感染を防止するため、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド防護服等、必要な医療資器材等を確保する。

2 府民等に対する要請

(1) 外出・往来自粛等の要請

・換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離(密接)での会話の3つの密の条件が重なる場所を徹底して避けることを要請する。

・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く不要不急の外出の自粛を要請する。

・緊急事態宣言の発令されている7都府県との不要不急の往来の自粛を要請する。

・多人数での会食の自粛を要請する。

・10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けることを要請する。

・学習塾やスポーツクラブ等においても、3つの密を排除する対策を徹底することを要請する。

(2) 大学・学生等に対する要請

・大学等に対し、学生との連絡体制を確保するとともに、当面、ゴールデンウィークを目途に、登校による授業開始の延期を要請する。

・大学生等に対し、学校を通じて、休業中は、常に感染拡大を防ぐという思いを持って、懇親会、新歓コンパ等の自粛等、慎重に行動することを要請する。

(3) 物資・物流に関する要請

・府民に対し、不要不急の買だめの自粛等、食料品、日用品等の購入の節度ある行動を要請する。

・事業者に対し、府民生活に支障を来さないよう、価格高騰、買い占め、売惜しみ等が生じないように要請する。

3 事業者等に対する要請

緊急事態宣言発令対象区域(大阪府、兵庫県)から通勤する従業員に対し、

・出勤前の体温測定とその結果の上司等への報告、家庭での感染防止に関する周知徹底など体調管理の徹底

・時差出勤やテレワークを奨励するなど通勤による感染拡大の防止措置の徹底を改めて要請するとともに、

・マスクの着用や定期的なドアノブ、手すり等の消毒など職場における感染拡大防止の徹底を要請する。

なお、京都府職員に対しても同様の措置を指示している。

4 府主催イベント及び府施設の閉館等

- ・府主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日まで全面中止する。
- ・府立体育館、府立植物園、文化博物館等、府関連の文化施設、社会教育施設等は、原則として当面5月6日まで閉館とする。

5 府立学校の臨時休業

(1) 府立学校の臨時休業

感染拡大の傾向が顕著な京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏並びに通勤・通学で京都市との往来が多い口丹通学圏の府立学校について、臨時休業を実施する。

① 対象校

府立高等学校附属中学校(3校)、府立高等学校(本校35校・分校2校)及び府立特別支援学校(本校8校・分校1校)

② 臨時休業の期間

令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで

※終期については、今後の状況に応じて延長することがある。

③ 臨時休業期間中の学校教育活動

- ・週に1～2日程度の登校日を設け、児童生徒の健康観察や学習状況の確認等を行う。
- ・部活動は禁止とするが、登校日に教員の指導の下、運動不足やストレス 解消のための機会を設けることを可とする。

(2) 臨時休業対象校以外の学校

府北部地域に所在する府立学校(附属中1校、高校15校・6分校、特別支援3校・2分校)については、感染症対策を徹底した上で、学校教育活動を実施する。部活動については条件を付した上で実施する。

今後の地域の感染状況の変化や児童生徒、教職員が感染した場合等は、臨時休業を検討する。

(3) 府内市町(組合)立学校への対応

府教育委員会から市町(組合)教育委員会に対し、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

(参考)京都市教育委員会

全京都市立学校・幼稚園において臨時休業(休校を実施)	
休校期間	令和2年4月10日(金)～5月6日(水) (当面)
休校期間中の対応	・学校規模等に応じて、週1～2日・2時間程度の登校・園日 ・やむ得ない場合の小学校での特例預かり実施(給食は実施しない) ・総合支援学校での特例預かり実施 ・幼稚園での保育を必要とする園児の受入実施 ・部活動は中止

(4) 放課後児童クラブ等の対応

- ・市町村に対し、地域の実情に応じて小学校が臨時休業する場合には、子どもの居場所確保のため、感染予防対策を徹底した上で、引き続き、放課後児童クラブを継続するよう要請する。
- ・放課後児童クラブの子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市町村において規模を縮小しての開所や臨時休業を検討するよう要請する。

6 企業活動等に対する支援

(1) 雇用の維持と事業の継続への支援

- ・厳しい経営環境に直面している中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持に向け、4月7日に閣議決定された緊急経済対策を有効に活用し、新たなコロナ対策融資制度の創設による資金繰り支援など、さらに支援策を強化する。

(2) 現在求職中の方、離職を余儀なくされた方へのWEBによる就労支援

- ・求職者がスマホやPCで参加できるライブ中継による「WEB企業説明会」や来春就職予定の学生向けに就職面談の機会となる「WEBジョブ博」を開催する。

7 庁内体制等

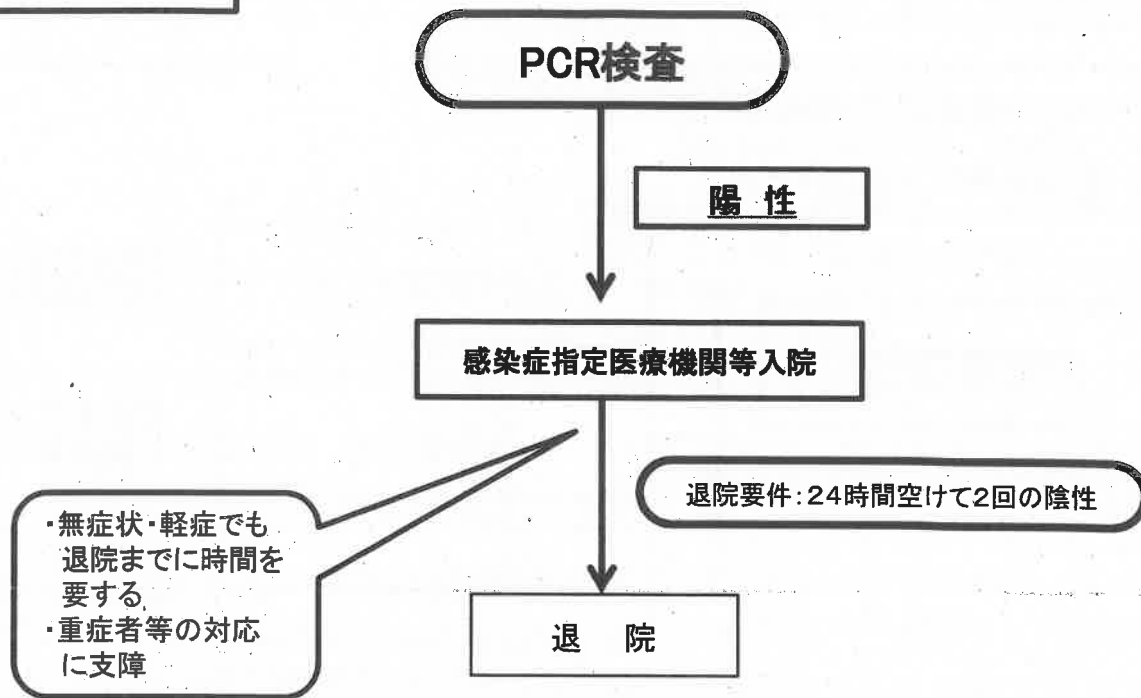
- ・府域における緊急事態宣言発出に備え、新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、分野毎に9チームを編成し、人員も大幅に増強し、体制強化を図る。
- ・地域レベルにおける疫学調査等の迅速な対応、市町村との綿密な連携を図るため、広域振興局毎に、医療チームと市町村支援チームからなる地域対策本部を設置する。

8 市町村に対する要請

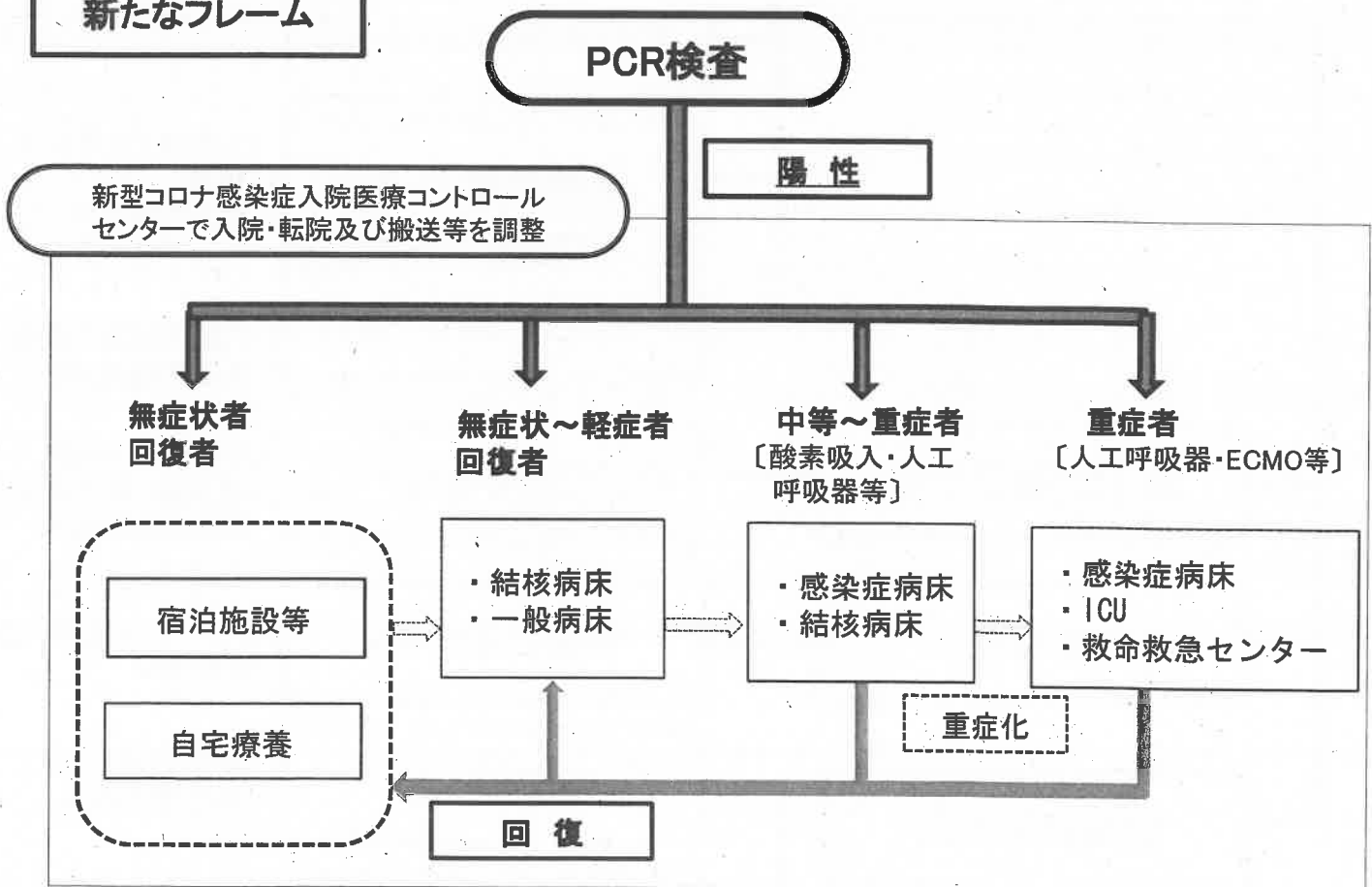
- ・緊急事態宣言発出に伴い、府内市町村においても、新型インフル等特措法の規定に基づく市町村対策本部を設置しており、今後、一層緊密に連携するとともに、府に準じた対応を要請する。

新型コロナウイルス感染症患者の医療提供について

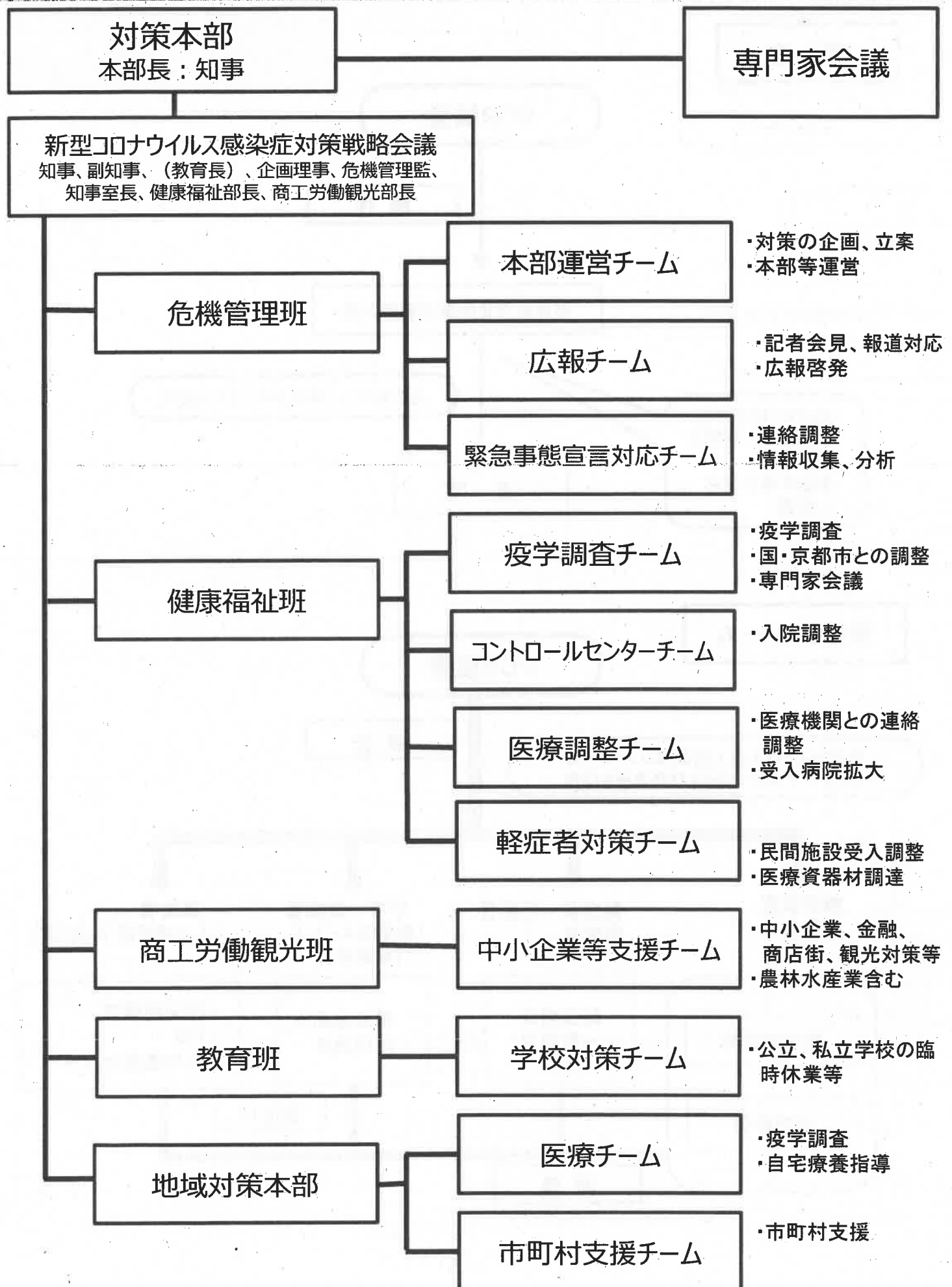
現 在



新たなフレーム



京都府新型コロナウイルス感染症対策推進体制



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和 2 年 4 月 7 日

目 次

第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方	1
Ⅰ. 経済の現状認識	1
Ⅱ. 経済対策の考え方	3
第2章 取り組む施策	7
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	7
1. マスク・消毒液等の確保	8
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	9
3. 医療提供体制の強化	10
4. 治療薬・ワクチンの開発加速	14
5. 帰国者等の受入れ体制の強化	15
6. 情報発信の充実	16
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	16
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	17
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	18
1. 雇用の維持	18
2. 資金繰り対策	19
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	21
4. 生活に困っている世帯や個人への支援	23
5. 税制措置	24
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	26
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント 事業等に対する支援	27
2. 地域経済の活性化	27

IV. 強靱な経済構造の構築	30
1. サプライチェーン改革	30
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力 の維持・強化及び国内供給力の強化支援	32
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーション の加速	33
4. 公共投資の早期執行等	37
V. 今後への備え	38

第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方

I. 経済の現状認識

＜新型コロナウイルス感染症の状況＞

新型コロナウイルス感染症（以下、本章において「感染症」という。）については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加している。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

現状は、ぎりぎり持ちこたえている状況にあるが、少しでも気を緩めれば、いつ急拡大してもおかしくない、まさに「瀬戸際」が続いている状況にある。

こうした状況から、政府として、国民の生命を守るため、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行うとともに、「基本的対処方針」を改定したところであり、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強力に推進していく。

＜経済の現状＞

感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面している。

我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。また、設備投資は、感染症拡大以前から中国経済の減速の影響等により横ばい傾向となる中で、感染症の影響による業況悪化、そして先が見

えないという不確実性の大きさが企業の投資意欲を萎縮させる要因となっている。

海外経済に目を向けると、感染症がパンデミック（世界的な大流行）の状態となり、欧米諸国をはじめ各国で、都市封鎖や外出制限といった措置が採られる中、需要が大幅に落ち込むとともに、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、グローバルなヒトやモノの流れが急速に収縮している。世界経済の成長率は、世界金融危機の影響でマイナスに陥った平成 21 年以来の、そしてそれを超えるマイナス成長の可能性も指摘されており¹、それが顕在化すれば、既に生じているインバウンドの大幅減少に加え、我が国のモノ・サービスの輸出全体も大幅に縮小することが見込まれる。

さらに、感染症拡大の収束が見通せず、先行きも、感染症による厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意する必要がある。加えて、感染症の影響による、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、インバウンドを含め本年度に発現が期待されていた需要が先送りされることに加え、マインド面への影響や関連イベント主催の地域等への影響も懸念される。

こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活

¹ 令和 2 年 3 月 23 日新型コロナウイルス非常事態に関する G20 財務大臣・中央銀行総裁電話会議を受けたゲオルギエバ IMF 専務理事による声明。

を守り抜かなければならない。

また、プラス傾向で推移してきたGDPギャップは、感染症拡大以前の昨年10-12月期の時点で1.5%、年率換算の金額で約8兆円²のマイナス（需要不足）に転じた後、本年1-3月期も、感染症の影響により拡大したと見込まれる。世界経済の情勢も踏まえると4月以降もさらに悪化すると考えられ、これに備え、感染症の甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとしなければならない。

II. 経済対策の考え方

こうした中で、これまで政府としては、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、昨年度末に先立ち、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えを当面、最優先に全力で取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾³及び第2弾⁴、さらには「生活不安に対応するための緊急措置」⁵（以下、総称して「緊急対応策」という。）と、金融措置を含め総額2兆円規模の緊急に対応すべき対策を臨機応変に講じ、直ちに実行してきている。

その上で、上記の経済認識に立ち、海外発の下方リスクに対応する等の目的で策定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」⁶（以下「総合経済対策」という。）に加えて、G20首脳会議における「共同戦線を張る」との合意⁷に基づく国際協調の下、危機克服に向け、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税

² 内閣府試算値。年率換算の金額は、ある四半期のGDPギャップが一年にわたり続いた場合のGDPギャップの金額。

³ 令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁴ 令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁵ 令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

⁶ 令和元年12月5日閣議決定。

⁷ 令和2年3月26日新型コロナウイルス(COVID-19)に関するG20首脳テレビ会議首脳声明。

制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す。

＜2つのフェーズ＞

本経済対策は、基本的な考え方として、大きくは次の2つの段階を意識したものとする。第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」であり、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階である。第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進、いわば「V字回復フェーズ」であり、早期のV字回復を目指し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階である。

＜5本の柱＞

こうした2つのフェーズを意識し、緊急事態宣言が行われた下での本経済対策は、以下の5つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を展開する。

第一に、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発である。国民の安心の確保、そして経済活動の一刻も早い再起動のためにも、感染拡大の防止と早期収束に引き続き全力を尽くす。このため、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本強化など感染拡大防止策や、感染者の急増化に備えた重症者の医療に重点を置く医療提供体制の早急な整備とともに、研究開発の加速により治療薬・ワクチン等の開発を一気に進める。

第二に、雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化である。感染症拡大の収束までの間、雇用・事業活動・生活を守り抜き、危機をしのぎ切ることで、その後の経済の力強い回復への基盤を築く。このため、「緊急対応策」で講じた各種措置を更に強力に推し進め、民

間金融機関でも無利子の制度融資を受けられる制度や、特に厳しい影響を受けている中小・小規模事業者等への新たな給付金、収入に相当の減少があった事業者に対し延滞税等なしで納税等の猶予を認める特例など事業者の資金繰りや雇用の維持をあらゆる手段で強力に支援する。フリーランスの方々を含め休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対しては、新たな給付金の交付など思い切った支援策を講ずる。

第三に、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復である。感染症拡大の収束後の経済のV字回復のための反転攻勢を仕掛け、日本経済を一気呵成に安定的な成長軌道に戻す。このため、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業をターゲットに、官民を挙げたキャンペーンとして大規模な支援策を短期集中で展開することにより、消費を思い切って喚起し、地域の活力を取り戻す。その際、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う需要の先送りを踏まえた経済の下支えに対応する。

第四に、将来を見据えた強靱な経済構造の構築である。今回の感染症拡大という危機をチャンスに転換し、将来の感染症リスクに対しても強靱な経済や社会の構造を築き、中長期的に持続的な成長の実現につなげていく。このため、生産拠点の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を強力に支援するとともに、テレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導などICT等を活用したリモート化やデジタル化の取組を加速する。その際、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期す。

第五に、今後への備えである。新型コロナウイルス感染症対策に関する予備費を創設し、感染の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整える。

このように、局面に応じて適時適切な政策を展開するという時間軸を十分意識しながら、本経済対策の各施策を戦略的に実行することに

より、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。

本経済対策は、「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」で示された現場の方々からの切実な声や与党の提言を踏まえ、さらには政府・与野党連絡協議会における議論も真摯に受け止めて策定したものである。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する等の観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。強力な金融緩和が実施される下で、政府は、本経済対策による強大な財政政策を講じ、感染症の経済的影響に対する適切なポリシーミックスを図る。引き続き、政府は日本銀行と危機感を共有し、緊密な連携の下、この難局に立ち向かっていく。

第2章 取り組む施策

第1章の基本的な考え方にに基づき、本経済対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え、を5つの柱とし、以下に掲げる施策を、時間軸を十分に意識しつつ、戦略的に実行する。施策の実行にあたっては関係者が緊密に連携し一丸となって取り組む。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

あわせて本経済対策に盛り込まれた施策をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組や我が国の状況について、国民及び諸外国に対して、分かりやすくかつ正確な形で伝わるよう、効果的な情報発信・広報を実施する。

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

新型コロナウイルス感染症の拡大を止めることが、経済の観点からも最重要である。国民の命と健康を守るため、まずは、資源を集中投入して感染拡大防止策を充実させ、一日も早い国民の不安解消を図る。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年を大幅に上回る需要が発生しているマスク・消毒液等について、十分な供給量を確保し、医療機関をはじめとする必要な施設に確実に配布する。

足下の感染拡大への対応として、必要な検査が確実に受けられる体

制を確保するとともに、いわゆる「3つの密」⁸を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願いしながら、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策を抜本的に強化する。同時に、感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備を早急に進める。これら感染拡大防止策や医療提供体制の整備について、地域の感染状況等の実情に応じて、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行していくことができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設する。

決定的な治療法が存在せず発症すれば対症療法を根気強く続けるしかないことが世界的にも大きな不安の原因であり、治療薬やワクチンの研究開発を最優先の課題として加速する。

帰国者等の受入れ体制の強化や情報発信の充実、感染国等への国際協力等も進めることで、感染拡大のリスクの最大限の低減を図る。

こうした措置について必要な予算を補正予算に計上するとともに、今後の動向については見込み難い面もあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を活用して上記交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる。

1. マスク・消毒液等の確保

国内でマスク・消毒液等を製造する企業に対して生産設備への投資を支援することで更なる増産に取り組み、マスクについては月7億枚を超える供給を確保するなど、例年の需要を上回る供給量を確保する。

その上で、マスク等の衛生資材を、介護施設、障害者福祉施設、保育所及び学校等に配布する。布製マスクについては、政府による買上げにより、介護施設利用者等及び妊婦に対して、順次、必要な枚数を配布するとともに、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・

⁸ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」。

高等専修学校等の児童・生徒及び教職員に対して、4月以降、1人2枚配布する。加えて、全国で5,000万余りの世帯全てを対象に1住所当たり2枚配布する。

また、学校等において、衛生環境を改善し、感染のリスクを低減させる。

- ・ マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業（経済産業省）
- ・ 介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等（厚生労働省）
- ・ 学校や児童福祉施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・ 全世帯を対象とした布製マスクの配布（厚生労働省）
- ・ 学校における衛生環境の改善支援（文部科学省）
- ・ 自衛隊・警察・収容施設における新型コロナウイルス感染症対策の強化（防衛省、警察庁、法務省）

等

2. 検査体制の強化と感染の早期発見

PCR⁹検査の検査機器の導入を支援することで、検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進し、検査能力を一層増強するとともに、保険適用自己負担分の公費負担を引き続き実施するなど、必要な新型コロナウイルス検査が確実に受けられる体制を確保する。また、PCR法に加えて、抗体法、抗原法の検査手法の開発と検査に必要な資材の確保を進める。国と地方自治体の連携の下、保健所の体制強化に迅速に取り組みながら、いわゆるクラスターと呼ばれる集団感染の早期特定を促進し、患者の早期発見と重症化予防につなげる。

- ・ 全国の検疫所におけるPCR検査機器の配備等による検疫・検査

⁹ ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）。DNAの断片を増幅する技術。

体制の強化（厚生労働省）

- ・ PCR検査等における自己負担分の公費負担による検査等の着実な実施（厚生労働省）
- ・ 新たな検査法の確立等に向けた研究基盤の強化（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルスに係るゲノム解析等による感染拡大防止のための体制整備事業（厚生労働省）
- ・ 感染地域へのクラスターの専門家の派遣（厚生労働省）

等

3. 医療提供体制の強化

感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備する。

まず、病床の確保や医療機器の整備、呼吸器疾患の専門医・看護師等の確保、ガウン等の医療資材の確保も含め、ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図る。具体的には、全国で感染症指定医療機関等の病床を更に積み増し、緊急時には5万を超える病床を確保するとともに、重症者の治療に必要となる人工呼吸器・人工肺の更なる整備に取り組む。また、医療用マスクを全国の医療機関等に対して4月中に追加で1,500万枚を配布するなど、医療用マスク・ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に対して優先配布する。あわせて、患者を受け入れる医療機関について、診療報酬において、感染防止に留意した対応等を特例的に評価する。重症肺炎の症例の蓄積と共有に取り組む。

- ・ 国立病院機構（NHO）及び地域医療機能推進機構（JCHO）における医療提供体制の整備（厚生労働省）
- ・ 都道府県における医療機関の体制（病床・人工呼吸器・人工肺・医療従事者等）及び軽症者等の医療機関以外の療養場所等の確保（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の創設）（厚生労働省）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）
- ・ 人工呼吸器生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ ECMO¹⁰チーム等養成研修事業（厚生労働省）
- ・ 大学病院における高度医療のための機器整備・人材養成支援（文部科学省）
- ・ 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担（厚生労働省）
- ・ 陽性無症状患者及び軽症者の受入れ可能な施設の整備（厚生労働省、警察庁）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）
- ・ 電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送するなどの費用の支援（厚生労働省）
- ・ 全国の病院の医療提供体制（患者受入体制、物資・医療機器等の保有状況等）や生活関連施設の必要物資の状況等を関係機関で効率的に把握・共有する仕組みの構築・運用（厚生労働省、内閣官房）
- ・ 医療提供の場の確保のための病院船の活用を検討（内閣府、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ・ 消防・自衛隊における救急活動用の車両・資器材等の整備（総務省、防衛省）

等

○オンライン診療・服薬指導について実施すべき事項

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によっ

¹⁰ 体外式膜型人工肺（Extracorporeal Membrane Oxygenation）。

て活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。

(1) オンライン診療・電話診療の活用

①オンライン診療・電話診療の拡充（初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下において、国民・患者が安心して医療を受けることができるよう、初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備する。具体的には、医療の提供が必要と考える国民・患者に対して、電話等によりアクセス可能な医療機関又は医療機関の窓口となる連絡先等の情報を提供する体制を整備しつつ、当該情報に基づき電話等で連絡した患者に対して、対応する医療機関の医師は電話等による適切な診療を実施し、過去に受診歴がある又は診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断の結果等により基礎疾患の情報が把握できている患者については、医師の判断で診断や処方を行う。

さらに、過去に受診歴のない者について、医療機関（患者の利便に資するよう都道府県を經由して厚生労働省が公表）の電話等による診療を行う医師は、その判断により診断や処方を実施する。この場合においては、医薬品の横流し等のリスクに対応するために、医薬品の処方に一定の制限を行うこととする。

なお、電話等による診断や処方を行うに当たっては、以下の点にも十分留意することとする。

- ・ 電話等による診療を行う場合は、医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、必要に応じた対面診療への移行やあらかじめ承諾を得た他医療機関に紹介できることを条件とする。
- ・ 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するため

に可能な限りの措置を講ずる。

さらに、電話等による診療を実施した場合に、医療機関が十分な対価を得られるようにするとともに、オンライン診療がより実施・提供されやすくなるよう、新型コロナウイルス感染症の対応下においては、オンライン診療実施医療機関における1月当たりのオンライン診療料の算定回数の割合の制限（1割以下）を見直す。

②医療関係者、国民・患者への周知徹底

上記の事項を実施する上で、電話等による診療について医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。あわせて、電話等による診療を実施する医療機関の一覧をホームページ等で公表し、逐次更新する。

（2）オンライン服薬指導・電話服薬指導の活用

①オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充（時限的対応）

新型コロナウイルス感染症の対応下において、患者・服薬情報に基づき薬剤師が適切と判断した場合には、薬剤の適正使用を確保するとともに、不正入手防止策を講じた上で、当該患者が電話等による診療を受診した場合のみならず、対面診療を受診した場合においても電話等による服薬指導を可能とする。

②電話等による受診勧奨時の一般医薬品の提供

新型コロナウイルス感染症の対応下、上記（1）①における医師が電話等により患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言等を実施した場合には、薬局等は当該患者の求めに応じ、一般用医薬品を患者宅に提供する。

③薬局、医療関係者及び国民・患者への周知徹底等

上記の事項を実施する上で、電話等による服薬指導及び薬剤の配送についてその実施方法等を具体化・明確化しつつ、全ての薬局が

対応することを含め、薬局、医療関係者及び国民・患者に対して周知を徹底する。

(3) 対応期間内の検証

上記(1)及び(2)はいずれも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下にあることに鑑みて時限的な対応とするものであることから、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、(1)及び(2)の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、都道府県単位の協議会が実績や地域との連携状況についての評価を行うこととする。

4. 治療薬・ワクチンの開発加速

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を根本的に解決するため、最優先の課題である有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を結集して一気に加速するとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図る。

具体的に、アビガン¹¹については、海外と協力しながら臨床研究を拡大するとともに薬の増産を開始し、令和2年度内に200万人分の備蓄を確保することを目指す。また、フサン¹²については、観察研究等として、事前に同意を得た患者への投与を進める。さらに、大学や民間企業における治療薬やワクチンの開発・供給に向けた動きを力強く後押しし、特に、CEPI¹³、Gavi¹⁴への拠出を通じて世界に貢献

¹¹ 新型インフルエンザの治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐ効果があるが、副作用として胎児に対する催奇形性などが確認されており、新型コロナウイルス感染症に対しては新型インフルエンザの場合よりも増量して投与することが検討されていることを踏まえ、こうした効果や副作用、使用上の注意事項について十分な周知が必要。

¹² 肺炎の治療薬として承認を受け、ウイルスの増殖を防ぐことが期待されている薬。

¹³ 感染症流行対策イノベーション連合(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)。

¹⁴ Gavi ワクチンアライアンス(Gavi, the Vaccine Alliance)。

する。また、薬事承認がされた有効なワクチンについては、国内企業の開発を後押しする観点も踏まえ、国家備蓄分として購入するなどの措置を速やかに検討する。

- ・ アビガン生産のための設備整備事業（経済産業省）
- ・ フサン等の既存治療薬の治療効果及び安全性等の検討（厚生労働省）
- ・ 日本医療研究開発機構（AMED）への出資・補助による治療薬・ワクチンの開発の加速（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- ・ ワクチン開発に向けたCEPIへの拠出（厚生労働省）
- ・ 途上国支援に向けたGaviへの拠出（外務省、厚生労働省）
- ・ 治療薬・ワクチンの開発に資するデータ連携基盤の構築（内閣府）
等

5. 帰国者等の受入れ体制の強化

国内の感染拡大を防止するため、海外に在留する邦人も含め、機動的な水際対策を躊躇なく講ずる。入国拒否対象地域から帰国した邦人に対して、空港におけるPCR検査を確実に実施するなど検疫・検査体制を強化する。隔離が必要な帰国者等の受入れ体制について、公共交通機関に代わる移動手段の確保を含め、関係省庁の連携により、十分に確保する。

- ・ 全国の検疫所におけるPCR検査機器の配備等による検疫・検査体制の強化（厚生労働省）【再掲】
- ・ 緊急事態発生時における海外在留邦人保護等のための即応体制強化（外務省）
- ・ 国立青少年教育振興機構の受入れ環境を確保する取組への支援（文部科学省）
- ・ 隔離が必要な帰国者等の受入れ可能な施設の整備（防衛省）

等

6. 情報発信の充実

真に国民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行う。広報担当官の設置に加え、関係省庁ごとに発信している情報の政府全体での集約や、ウェブ上におけるワンストップ・プラットフォームの作成等にとどまらず、国民の知りたい情報を包括的に分かりやすく伝える観点からの効果的な広報を徹底する。治療薬やワクチンの開発状況に関して、分かりやすい情報発信に努める。感染者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼び掛ける啓発を進める。あわせて、1年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、日本に対する信頼を高めるための国際広報を充実させる。

- ・ ポータルサイト開設による広報の強化（内閣官房）
- ・ ソーシャルメディア等を通じた我が国の対応についての国外向け情報発信の強化（外務省）
- ・ 国民の不安や疑問に対応するためのコールセンターの設置（厚生労働省）
- ・ 地方公共団体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備（総務省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援（厚生労働省）
- ・ 外国人の適切な医療機関受診方法等の周知（厚生労働省）

等

7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大と、その延長線で懸念される我が国への流入を阻止するため、現地で活動する国際機関とも連携

し、感染拡大の可能性が高い国の医療体制や公衆衛生の向上を支援する。特に、保健システムが脆弱な発展途上国に対して、医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、技術協力、国際連合児童基金（UNICEF）・国際連合開発計画（UNDP）・国際通貨基金（IMF）・世界銀行グループ（WBG）・アジア開発銀行（ADB）等の国際機関を通じた国際協力の一層の拡大を図る。

- ・ 無償資金協力、UNICEF、UNDP等を通じた途上国への医療関連機材や感染防護資機材の供与（外務省）
- ・ 保健分野等の専門家の派遣等による技術協力（外務省）
- ・ 国際原子力機関（IAEA）を通じた新型コロナウイルス感染症の早期診断・検査能力の構築支援（外務省）

等

8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

感染拡大防止のための学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対して、子供の居場所・学習機会・心のケア等の確保や修学旅行の中止・延期に伴う追加的費用の支援、子供の世話をする保護者の有給での休暇取得支援を図る。

- ・ 放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援（厚生労働省、内閣府）
- ・ 学習指導員の追加配置（文部科学省）
- ・ 学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援

金（厚生労働省）

- ・ 小学校の臨時休業等に伴う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（内閣府）
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業（厚生労働省）

等

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。この危機をしのぎ、次の段階である経済の力強い回復への基盤を築くため、困窮している事業者や生活者への新たな給付金制度の創設をはじめ、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員し、雇用と事業、そして国民の生活、文化芸術の灯を守り抜く。

1．雇用の維持

国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。このため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充を行う。あわせて、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う¹⁵。

¹⁵ このほか、生産指標の支給要件について、対前年同月比10%以上低下から5%以上低下に

内定が取り消された学生等の早期就職支援のため、新卒応援ハローワークに新卒者等を対象とした特別相談窓口を設置するとともに、非正規雇用労働者や外国人労働者等向けにハローワークにおける相談支援体制を強化する。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（厚生労働省）
- ・ 新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置（厚生労働省）
- ・ ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制等の強化（厚生労働省）
- ・ 雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化（法務省）

等

2. 資金繰り対策

事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策に万全を期す。個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保するとともに、手続きの迅速化に努める。また、更なる事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、日本政策金融公庫等の既往債務について、実質無利子・無担保融資への借換を可能とする。

あわせて、融資窓口を拡充する観点から、地方公共団体の制度融資

要件緩和、支給限度日数について、通常の1年100日、3年150日には緊急対応期間の支給は算入しない、といった特例拡大を実施。あわせて、教育訓練が必要な被保険者について、加算額を引き上げる措置を実施する。

を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を行いつつ、十分な規模の保証枠を確保する。民間金融機関の信用保証付の既往債務についても、同制度への借換を可能とする。同時に、医療・福祉事業者、農林漁業者、外食事業者、食品流通事業者の資金繰り支援に万全の措置を講ずる。

さらに、中堅・大企業向けに日本政策投資銀行（ＤＢＪ）及び商工組合中央金庫の危機対応融資等を活用し、資金繰り支援を行う。また、航空会社に対する着陸料等の支払い猶予を実施するとともに、ＤＢＪの危機対応融資等の機能を活用する。

民間金融機関による迅速かつ柔軟な既往債務の条件変更や新規融資の実施等を要請し、検査・監督の最重点事項として取組状況を報告徴求で確認し、更なる取組を促す。また、返済猶予等の条件変更を行った際の債権の区分など、個別の資産査定における民間金融機関の判断を尊重し、金融検査においてその適切性を否定しないものとする。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期す等の観点から、新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入やＣＰ・社債等の買入れの増額（追加買入枠２兆円）を含む金融緩和を強化する措置を実施している。

- ・ 日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援（中小・小規模事業者への実質無利子化含む）の継続（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の実質無利子化（経済産業省）
- ・ 日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の借換（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府）
- ・ 保証料減免を含む信用保証の強化・拡充（経済産業省）
- ・ 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設（経済産業省、金融庁）

- ・ 小規模企業共済の契約者に対する、掛金納付額の範囲内での無利子融資の実施（経済産業省）
- ・ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充（厚生労働省、内閣府）
- ・ 農林漁業者向け融資の実質無利子・無担保化等の資金繰り支援の拡充（農林水産省、内閣府）
- ・ 中堅外食事業者資金融通円滑化対策（農林水産省）
- ・ 中小食品流通事業者の信用力強化（債務保証事業）（農林水産省）
- ・ 航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や危機対応融資等（国土交通省、財務省）
- ・ 民間金融機関への要請¹⁶に際し、事業者の貸出し後の返済能力の変化を適時適切に捉えた対応の徹底（金融庁、農林水産省）
- ・ 民間金融機関による政府系金融機関との連携の強化（金融庁、農林水産省）
- ・ 金融機関との取引に関する金融庁相談ダイヤルの提供（金融庁）
- ・ 資金繰り支援対策の周知広報の徹底（金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省）
- ・ 信用情報に関する柔軟な取扱いの要請（金融庁）
- ・ 有価証券報告書等の提出期限に係る柔軟な取扱い（金融庁）
- ・ 企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会の設置（金融庁）

等

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持

¹⁶「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（麻生財務大臣兼金融担当大臣談話）」（令和2年3月6日）。

続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

さらに、中小・小規模事業者が生産性向上に取り組んでいけるよう、総合経済対策において創設された中小企業生産性革命推進事業について、特別枠を設定（補助率の引上げ等）するとともに、相談体制の強化等を図るほか、地域の雇用や技術・ノウハウといった経営資源の引継ぎや事業再編を後押しする。また、中小・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように、取引適正化等を促進する体制を整備する。

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）
- ・ 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設（経済産業省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（経済産業省）
- ・ 地域企業再起支援事業（経済産業省）
- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）
- ・ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業（経済産業省）
- ・ 経営環境悪化のしわ寄せ防止に向けた取引適正化等を促進する体制整備（経済産業省、内閣府）
- ・ 収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予（税制措置（後述）と同様の対応）（厚生労働省）
- ・ 賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払

い猶予など柔軟な措置の検討要請¹⁷の周知（国土交通省）

- ・ 旅客自動車運送事業者の事業継続に資する道路運送法等の柔軟な運用（国土交通省）

等

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。また、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民

¹⁷「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（依頼）」（令和2年3月31日国土交通省）。

健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する¹⁸。

- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金（生活支援臨時給付金（仮称））（総務省）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）
- ・ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- ・ 収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除（厚生労働省）
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続（厚生労働省）
- ・ 住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充（厚生労働省）
- ・ 奨学金や授業料の減免を通じた支援（文部科学省）
- ・ 未払賃金立替払の迅速・確実な実施（厚生労働省）
- ・ セーフティネット住宅の家賃低廉化など住まいの確保支援（国土交通省）
- ・ 自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充（厚生労働省）
- ・ 配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充（内閣府）
- ・ 法的トラブル解決に向けた法テラスによる支援の充実（法務省）
- ・ 消費生活センター等における相談体制の強化（消費者庁）

等

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影

¹⁸ まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間貸し付けることで対応（合計80万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとする。

響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長を行う。これらの措置による減収額については、全額国費で補填する。

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問合せや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行うとともに、申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う。

- ・ 納税の猶予制度の特例（財務省、総務省、厚生労働省）
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例（財務省）
- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（経済産業省）

- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（経済産業省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（経済産業省）
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（国土交通省）
- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（国土交通省）
- ・ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（財務省）
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（財務省）

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払拭された後は、反転攻勢のフェーズとして、今回の事態により甚大な影響を受けた分野に重点的にターゲットを置き、国民広くに裨益する、短期集中の思い切った支援策を講ずる。官民を挙げた大規模なキャンペーンを展開することを通じて、国内の人の流れと街の賑わいを作り出すとともに、消費需要を大胆に喚起し、日本経済を再び確かな成長軌道へ一気呵成に回復させていく。同時に、インバウンド復活への取組や農林水産業への経営支援等も通じ、地域経済の再活性化の機運を盛り上げる。

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、G o T oキャンペーン（仮称）として、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する。その際、キャンペーン全体で統一的な事務局を設置の上、全国津々浦々から本事業に参加する事業者を募集する。また、全国の商店街等において賑わいを回復するためのイベント開催等のキャンペーン実施を支援する。この際、民間企業や自治体、商店街等と連携し、官民一体でわかりやすく周知するための広報を実施する。

- ・ G o T oキャンペーン事業（仮称）（内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省）
- ・ 観光需要喚起に向けた国を挙げた運動の展開（国土交通省）

2. 地域経済の活性化

感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。地域産業の中核である農林水産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により直面している急激な人手不足に対応するため、即戦力人材等の確保や人材育成のための機械・設備の導入等を支援するとともに、農林水産業の経

営不安に対処する支援策を講ずる。

また、人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活気を取り戻す。

新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む地域に関する正確な情報発信やマーケティング、地域ごとの魅力あるコンテンツへの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーション等に官民を挙げて取り組む。

さらに、1年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンへの支援策を講ずるとともに、国立公園等の自然の魅力を活かした誘客・ワーケーション¹⁹の推進と当該地域の雇用の維持・確保等により、多方面から地域の再活性化を強力に支援する。

これら地域経済の活性化等²⁰に向けて、DBJの投資機能を強化し、民間投資について、地域金融機関等と一体となって中長期にわたる支援を行うとともに、地域経済活性化支援機構（REVIC）等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）【再掲】
- ・ 農業及び水産業における労働力確保緊急支援事業（農林水産省）

¹⁹ ワーケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語。観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむもの。

²⁰ IV. 強靱な経済構造の構築に資する取組を含む。

- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）
- ・ 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（農林水産省）
- ・ 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（農林水産省）
- ・ 漁業収入安定対策事業（農林水産省）
- ・ 野菜価格安定対策事業（農林水産省）
- ・ 文化芸術・スポーツ施設への感染症防止対策等支援（文部科学省）
- ・ スポーツイベント再開に向けた感染症防止対策・広報等支援（文部科学省）
- ・ 生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン（文部科学省）
- ・ 子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）【再掲】
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）【再掲】
- ・ 観光施設等における感染症対策の推進や公共交通機関を含む外国人旅行客の受入環境の整備（国土交通省）
- ・ 誘客多角化に向けた地域の観光資源等の魅力的な滞在コンテンツへの磨き上げ（国土交通省）
- ・ 日本政府観光局（J N T O）を通じた訪日外国人旅行客の需要回復のための大規模プロモーション（国土交通省）
- ・ 飲食店等における高機能換気設備等の導入支援（環境省）
- ・ 放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業（総務省）
- ・ クラウドファンディング等を活用した中小企業の地域産品の販路開拓支援（J A P A Nブランド育成支援等事業）（経済産業省）
- ・ 地域経済の見える化システム開発による地域再活性化支援事業（内閣府）
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウン支援（内閣官房）
- ・ 国立公園等への誘客・ワーケーションの推進（環境省）

- ・ 特定有人国境離島地域等における滞在型観光の促進等（内閣府、国土交通省）
- ・ 沖縄振興特定事業推進費（内閣府）
- ・ DBJの投資機能を活用する「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設（財務省）

等

IV. 強靱な経済構造の構築

世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、保護主義に陥ることなく、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定等を通じ、自由貿易を推進し、国内産業の高付加価値化を進めることが重要である。感染症の拡大の影響により寸断し、ダメージを受けたサプライチェーンについて、経済安全保障の観点から、生産拠点を国内回帰や多元化を強力に支援するとともに、事態収束後に再び継続的に外需の取込みを図るべく、海外展開企業の事業の円滑化や農林水産物・食品の輸出力の維持・強化に取り組む。また、今回の事態の中で進んだ、あるいはニーズが顕在化したテレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導等リモート化の取組を加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションを一気に進めるとともに、脱炭素社会への移行も推進する。こうした取組を通じて、将来の感染症に対して強靱な経済構造を構築し、中長期的に持続的な成長軌道を確実なものとするとともに、公共投資の早期執行により景気の下支えにも万全を期す。

1. サプライチェーン改革

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、マスク等の衛生用品も含めた我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、複数年にわたる取組により、国内回帰や多元化を通じた強固

なサプライチェーンの構築を支援する。具体的には、一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）とともに、マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる（中小企業への補助率4分の3、大企業は3分の2）。また、海外依存度が高い医薬品原薬等の国内製造拠点の整備も支援する（補助率2分の1）。さらに、我が国に供給する製品・部素材で、一国依存度が高いものについて、ASEAN諸国等への生産設備の多元化を支援する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）。

加えて、一国依存度が高い部素材の代替や使用量低減、データ連携等を通じた迅速・柔軟なサプライチェーンの組替え等、サプライチェーン強靱化に資する技術開発を行うとともに、レアメタルの確保・備蓄を進める。

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）
- ・ 医薬品原薬等の国内製造拠点の整備のための製造設備の支援（厚生労働省）
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業（経済産業省）
- ・ サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証（経済産業省）
- ・ 東アジア経済統合研究協力（サプライチェーン強靱化・リスク管理等）（経済産業省）
- ・ 生産拠点の国内回帰等を踏まえた企業のRE100²¹等に資する自家消費型太陽光発電設備等の導入による脱炭素社会への転換支援（環境省）
- ・ 希少金属（レアメタル）備蓄対策事業（経済産業省）
- ・ 中小・小規模事業者への感染症対策を含むBCP（事業継続計画）

²¹ 再生可能エネルギー100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブ。

2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援

新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航が制限されるなど、中小企業等の海外展開に支障が生じていることから、日本貿易振興機構（JETRO）による海外展開企業からの相談体制の拡充、越境ECに対する支援により中小企業の海外展開・販路開拓をきめ細かく支援するとともに、国内コンテンツの海外展開も支援する。

農林水産物・食品については、感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向け先転換等に対応するための施設整備等を進めるとともに、海外向け商談・プロモーションを支援する。また、今回顕在化した安定的な輸入への不安や新たな需要に対応するため、産地と実需者の連携による安定供給に向けた施設整備等を支援するとともに、需要が急減した花きの公共施設等における活用拡大の取組を支援する。さらに、インバウンド急減等により在庫の滞留や価格下落等が生じている食肉・果物・林水産物等について、今後の海外展開やインバウンド対応を見据え、生産・供給体制を維持するための一時的な保管や販売促進等の取組を支援する。

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）を活用した国際協力銀行（JBIC）の融資（総合経済対策において創設された「成長投資ファシリティ」を拡充）と、国際協力機構（JICA）の緊急円借款等により、アジア等への日本企業の海外事業を支援し、現地経済活動の維持に貢献する。

- ・ 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援（経済産業省）【再掲】
- ・ 非対面・遠隔の海外展開支援サービス充実（越境EC促進等）（経

済産業省)

- ・ J A P A Nブランド育成支援等事業 (経済産業省)【再掲】
- ・ コンテンツグローバル需要創出促進事業 (経済産業省)
- ・ 輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援 (農林水産省)
- ・ 国産農畜産物供給力強靱化対策 (農林水産省)
- ・ 国内外の新たな需要に対応した次期作の取組支援 (農林水産省)
- ・ 公共施設等における花きの活用拡大支援 (農林水産省)
- ・ 和牛肉保管在庫支援緊急対策 (農林水産省)
- ・ 輸出原木保管等緊急支援事業 (農林水産省)
- ・ 特定水産物供給平準化事業 (農林水産省)
- ・ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業 (農林水産省)
- ・ 酒類の海外展開推進、国内消費回復・拡大支援事業 (財務省)
- ・ J B I Cの「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ (仮称)」の創設 (外為特会を活用) (財務省)
- ・ J I C Aの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款 (仮称)」の創設 (財務省、外務省)
- ・ 水・衛生分野を中心とした国際機関との連携等を通じた日本企業海外展開支援 (外務省)

等

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業におけるテレワークの取組が促されるとともに、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育などICT等を活用したリモート・サービスへのニーズの高さが改めて浮き彫りとなった。Society 5.0の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、政府としてウィズ・スペンディングの考え方の下、デジタル・ニューディールを重点的に

進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない。

このため、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。あわせて、国家公務員のテレワーク環境整備も進める。

遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。また、EdTechの学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

また、チャット等を活用した遠隔での医師等による健康相談を可能にする環境整備を進める。

あわせて、マイナンバーカードを通じた行政サービスの提供を推進する観点から、マイナンバー・マイナンバーカードの更なる活用も見据えた検討も含め、行政サービスや中小企業のデジタル化を推進するとともに²²、障害福祉分野や建設・海事分野等のICT化を進める。

・ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の拡充（厚生労働

²² 「株主総会運営に係るQ&A」（令和2年4月2日経済産業省・法務省）において、オンラインでの株主総会の開催が可能である旨の見解が示されている。

省)

- ・ テレワークマネージャーによる相談体制の拡充（総務省）
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）【再掲】
- ・ G I G Aスクール構想の加速（文部科学省）
- ・ 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- ・ E d T e c h導入実証を含む遠隔教育・在宅教育普及促進事業（経済産業省）
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）
- ・ 遠隔健康相談事業体制強化事業（経済産業省）【再掲】
- ・ 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする光ファイバ整備の推進（総務省）
- ・ マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付の促進（総務省）
- ・ Jグランツ（オンライン補助金申請システム）の機能拡充等（経済産業省）
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業（経済産業省）
- ・ 労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入・実証（農林水産省）【再掲】
- ・ インフラ・物流分野等におけるデジタル・トランスフォーメーション（令和5年度までに小規模を除く全ての公共事業についてB I M／C I M²³活用へ転換等）を通じた抜本的な生産性の向上（国土交通省）

等

○遠隔教育について実施すべき事項

²³ B I M (Building Information Modeling) / C I M (Construction Information Modeling) は、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの。

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

(1) ICT環境の早急な整備

小中学校の児童生徒1人に1台のPC等端末を整備する補正予算の執行に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登校できない児童生徒が自宅等において端末を利用してオンラインでの授業が受けられるよう、具体的な整備の方法・手順について、文部科学省を中心に関係省庁で協議し、可能な限り早期に端末が手元に届き通信環境も含め利用できるようにする。その際、自宅にアクセス可能なPC、タブレット等があるかなどを考慮して、必要な者に対して優先的に行き渡るよう配慮する必要がある。

(2) 遠隔授業における要件の見直し

現在、遠隔授業は「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の3つに分類されているが、いずれも受信側に教師がいることが必須要件である。児童生徒が自宅からICTで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるが、この場合であっても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

また、上記遠隔授業においては、「同時双方向」であることが必須要件とされている。児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。

(3) 遠隔授業における単位取得数の制限緩和

高校の場合は、「高等学校が、対面により行う授業と同等の教育

効果を有すると認めるとき」に遠隔授業が可能とされているが、その単位数には上限（36 単位）が設定されている。大学も同様に、単位数が 124 単位中 60 単位までとの制限がある。これらの遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。

（４）オンラインカリキュラムの整備

オンライン上の教育コンテンツは（NHKや YouTube、各種教育機関等のホームページ等において）拡充しつつあり、文部科学省もホームページ等で紹介している（※）。児童生徒や学生が自宅等で学習を進められるように、オンラインカリキュラムの充実を図る。

（※）臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

（５）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成 30 年 5 月 25 日）から 3 年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和 3 年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

4. 公共投資の早期執行等

生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進する。令和元年度補正予算や臨時・特別の措置も含めた令和 2 年度当初予算等については、上半期の契約率目標を定めて早期執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期す。

V. 今後への備え

感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整えるため、これまでを上回る規模の「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を創設する。

緊急経済対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 総合経済対策	9. 8兆円 程度	19. 8兆円 程度
II. 緊急対応策第1弾・第2弾	0. 5兆円 程度	2. 1兆円 程度
III. 新たな追加分	29. 2兆円 程度	86. 4兆円 程度
合計	39. 5兆円 程度	108. 2兆円 程度

(注1) I. は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち今後効果が発現すると見込まれるものをいう。

(注2) II. は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るものをいう。

(参考 1) 5つの柱毎の内訳

	(財政支出)	(事業規模)
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	2. 5兆円 程度	2. 5兆円 程度
II. 雇用の維持と事業の継続	22. 0兆円 程度	80. 0兆円 程度
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	3. 3兆円 程度	8. 5兆円 程度
IV. 強靱な経済構造の構築	10. 2兆円 程度	15. 7兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5兆円 程度	1. 5兆円 程度
合計	39. 5兆円 程度	108. 2兆円 程度

(参考2) 財政支出の内訳

	(財政支出)	〔うち 国・地方の歳出〕	〔うち 財政投融资〕
I. 感染拡大防止策 と医療提供体制 の整備及び治療 薬の開発	2. 5兆円 程度	2. 5兆円 程度	—
II. 雇用の維持と事 業の継続	22. 0兆円 程度	12. 2兆円 程度	9. 7兆円 程度
III. 次の段階として の官民を挙げた 経済活動の回復	3. 3兆円 程度	2. 8兆円 程度	0. 5兆円 程度
IV. 強靱な経済構造 の構築	10. 2兆円 程度	8. 0兆円 程度	2. 3兆円 程度
V. 今後への備え	1. 5兆円 程度	1. 5兆円 程度	—
合計	39. 5兆円 程度	27. 0兆円 程度 (注1)	12. 5兆円 程度 (注2)

(注1) 国費は25. 0兆円であり、うち、令和2年度補正予算は18. 6兆円（一般会計16. 7兆円、特別会計1. 9兆円）である。

(注2) 令和2年度補正予算における追加額は10. 1兆円である。

総合経済対策のうち今後効果が発現すると見込まれる主な施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

- ・ 中小企業生産性革命推進事業
- ・ 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）
- ・ 地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）
- ・ 事業承継・世代交代集中支援事業
- ・ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

等

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- ・ 「マイナポイント」を活用した消費活性化策
- ・ 住宅市場安定化対策事業（すまい給付金）
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業
- ・ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 先導的人材マッチング事業の創設
- ・ 首都圏空港の機能強化

等

Ⅳ. 強靱な経済構造の構築

- ・ J B I Cによる日本企業の海外M & Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援
- ・ 革新的環境イノベーション戦略加速プログラム
- ・ 世界を牽引するイノベーション確立のための部材や素材の社会実装・普

及展開加速化事業

- ・ 海外需要創出等支援・輸出環境整備緊急対策事業
- ・ グローバル産地づくり緊急対策事業
- ・ ポスト5G情報通信システム基盤強化対策
- ・ 5G整備を促進する金融支援
- ・ GIGAスクール構想の実現
- ・ 自然災害からの復旧・復興の加速のための公共投資
- ・ 防災・減災、国土強靱化の強力な推進のための公共投資

等

緊急事態宣言の発令に伴う府職員への指示について

令和2年4月

職員長 G

- ▶ 緊急事態宣言発令対象区域の都道府県に勤務及び在住している職員について、次のとおり指示を行うこと

1 体調管理の徹底

(1) 体温測定の義務化

出勤前の体温測定とその結果の所属長への報告を義務化（熱症状のある者は出勤停止）

(2) 感染予防行動の強化

- ・ 複数名による飲食を伴う会合への参加の原則禁止
- ・ 不要不急の外出の原則禁止

(3) 家庭での感染防止に関する周知徹底

厚生労働省通知「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント」の周知徹底

2 通勤等による感染拡大の防止措置

(1) 時差出勤（3パターン（30分前倒し、30分後ろ倒し、1時間後ろ倒し））の義務化

「本人の希望制」を「義務化」に変更

(2) テレワークへの移行

本人の「希望制」を「所属長から指定」に変更

3 職場での感染拡大防止

(1) マスク着用の義務化

- ・ 全ての対象職員は、通勤時も含め、マスクの着用を義務化
- ・ その他、府民と接する業務を行う職員のマスクの着用を義務化

(2) ドアノブ等に素手での接触を避けること（対象職員在籍所属には、ドアノブ等の消毒（3回/日程度）の励行）

- ▶ これに合わせ、その他の職員に対しても、上記取扱いを周知し、準じた対応を行うよう注意喚起すること

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
- ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。

- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**

- ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
- ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。

- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**

- ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**

- ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。**

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

